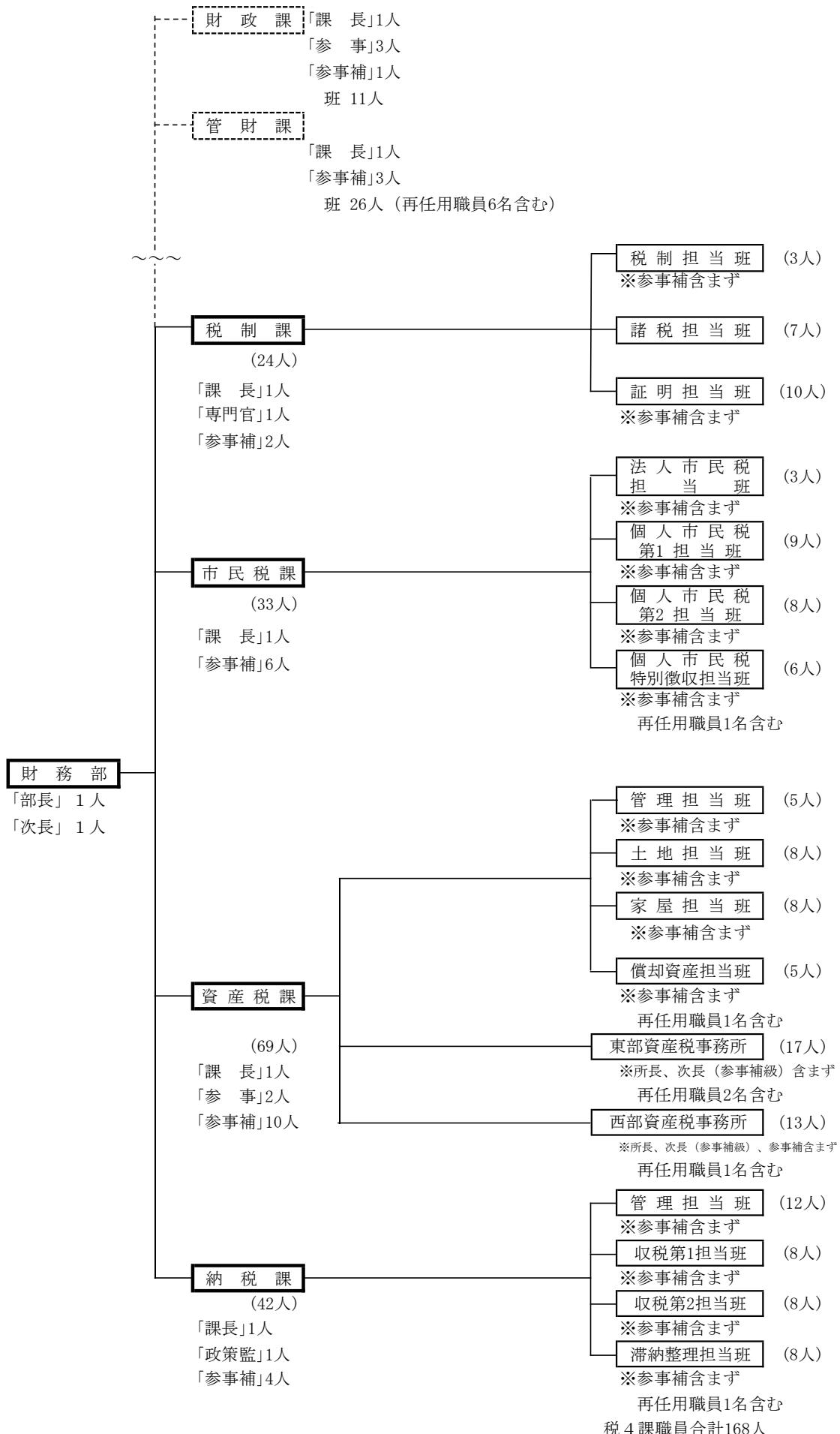


第2章 稅務機構

1 税務機構図

令和7年4月1日現在



2 税務機構の変せん

3 事務分掌

(令和7年4月1日現在)

部	課	係	事務分掌
財務部	税制課	税制担当班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 税務関係事務の連絡調整に関すること。 (2) 庶務に関すること。 (3) 税に係る制度の調査研究に関すること。 (4) 税務統計及び広報に関すること。 (5) 固定資産評価審査委員会に関すること。 (6) 税の条例・規則に関すること。 (7) 大分市未収金徴収対策に関すること。
		諸税担当班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 軽自動車税(種別割)、市たばこ税、入湯税及び事業所税の調定、賦課並びに脱税検査及び犯則取締りに関すること。 (2) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付に関すること。
	市民税課	証明担当班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市税に係る証明に関すること。 (2) 固定資産課税台帳及び字図の閲覧に関すること。
		法人市民税担当班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 庶務に関すること。 (2) 法人市民税の調定、賦課、脱税検査及び犯則取締りに関すること。
	部	個人市民税第1担当班 個人市民税第2担当班	個人市民税の普通徴収にかかる調定、賦課、脱税検査及び犯則取締りに関すること。
		個人市民税特別徴収担当班	個人市民税の特別徴収にかかる調定、賦課、脱税検査及び犯則取締りに関すること。
	資産税課	管理担当班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 固定資産税及び都市計画税の調定並びに賦課の総括に関すること。 (2) 庶務に関すること。 (3) 特別土地保有税の調定、賦課、脱税検査及び犯則取締りに関すること。 (4) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。

部	課	係	事務分掌
財務部	資産課	土地担当班	(1) 土地の調査及び評価に関する事。
			(2) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の調定並びに賦課に関する事。
			(3) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の脱税検査並びに犯則取締りに関する事。
			(4) 土地の評価調書及び概要調書の作成に関する事。
			(5) 土地の価格等縦覧帳簿に関する事。
		家屋担当班	(1) 家屋の調査及び評価に関する事。
			(2) 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の調定並びに賦課に関する事。
			(3) 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の脱税検査並びに犯則取締りに関する事。
			(4) 家屋の評価調書及び概要調書の作成に関する事。
			(5) 家屋の価格等縦覧帳簿に関する事。
	税課	償却資産担当班	(1) 債却資産の調査及び評価に関する事。
			(2) 債却資産に係る固定資産税の調定及び賦課に関する事。
			(3) 債却資産に係る固定資産税の脱税検査及び犯則取締りに関する事。
	課務所	東部資産税事務所	(1) 土地及び家屋の調査並びに評価に関する事。
			(2) 土地及び家屋の固定資産税並びに都市計画税の賦課に関する事。
			(3) 土地及び家屋の固定資産課税台帳並びに字図の閲覧に関する事。
			(4) 事務所が設置された支所管内の原動機付自転車、小型特殊自動車及び農耕作業用自動車の標識交付に関する事。
		西部資産税事務所	(5) 市税に係る各種証明に関する事。
			(6) 市税に係る連絡調整に関する事。
			(7) 市税の収納に関する事。
			(8) 土地及び家屋の価格等縦覧帳簿に関する事。

部	課	係	事務分掌
財務部	課 納	管理担当班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市税の収納管理に関すること。 (2) 市税の収納統計調査に関すること。 (3) 市税の督促に関すること。 (4) 庶務に関すること。 (5) 納税貯蓄組合に関すること。 (6) 納税の啓発宣伝に関すること。 (7) 市税の口座振替に関すること。
		収税第1担当班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市税の徵収に関すること。 (2) 市税の滞納処分に関すること。 (3) 市税の執行停止及び不納欠損に関すること。 (4) 市税の徵収嘱託及び受託に関すること。 (5) 納税の猶予に関すること。 (6) 納税相談に関すること。
	課 税	収税第2担当班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市税の徵収に関すること。 (2) 差押、公売、交付要求等滞納処分に関すること。 (3) 債権回収に関すること。 (4) 市税の執行停止及び不納欠損に関すること。 (5) 納税の猶予に関すること。 (6) 納税相談に関すること。 (7) 市税の督促に関すること。

4 職員の年齢調

(令和7年4月1日現在)

課名	区分	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳～	計	平均年齢
税 制 課		0	7	7	8	2	24	35.3
市 民 税 課		0	13	10	4	6	33	35.6
資 産 税 課 (資産税事務所を含む)		0	20	19	17	13	69	38.2
納 税 課		0	13	14	12	3	42	36.0
計		0	53	50	41	24	168	36.3

5 職員の平均勤続年数及び税務経験年数調

(令和7年4月1日現在)

課名	区分	勤続年数	税務経験年数
税 制 課		12年 4月	3年 10月
市 民 税 課		12年 9月	4年 0月
資 産 税 課 (資産税事務所を含む)		14年 7月	4年 10月
納 税 課		14年 3月	2年 9月
平均		13年 5月	3年 10月

6 税務職員に関する比較

区分	年度	R3	R4	R5	R6	R7
市長部局職員数		2,319人	2,342人	2,363人	2,392人	2,380人
税	税 制 課	23	23	23	24	24
務	市 民 税 課	35	34	33	33	33
職	資 産 税 課	74	73	69	69	69
員	納 税 課	42	41	40	42	42
数	計	174	171	165	168	168
割	合	7.5%	7.3%	7.0%	7.0%	7.1%
税務職員1人当たり人口		2,744人	2,786人	2,880人	2,816人	2,805人

[注] 各年度4月1日現在